

■ 飯田市特別用途地区建築条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市特別用途地区建築条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月20日 飯田市条例第65号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。</p> <p>(特別用途地区内における建築物の建築の制限)</p> <p>第3条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該特別用途地区における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">飯田市特別用途地区建築条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年12月20日 飯田市規則第74号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特例許可の申請の手続等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項表1の(い)項及び(ろ)項（地盤面算出表を除く。）に掲げる図書</li> <li>(2) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図</li> <li>(3) 隣接する建築物の用途及び敷地を示した図面</li> <li>(4) 特例許可を必要とする理由書</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>2 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、特例許可をしないときは、特例許可をしない旨の通知書（様式第3号）に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。</p> <p>(意見の聴取の公告)</p>

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号）の規定に基づく飯田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、特例許可を受けた建築物の増築、改築若しくは移転又は用途の変更（これらのうち、規則で定める場合に限る。）について特例許可をする場合においては、適用しない。

（適用の除外）

第4条 前条第1項の規定は、同項の規定に適合せず若しくは適合しない部分を有する現に存する建築物又は現に建築若しくは用途の変更の工事中の建築物について、次に掲げる範囲内において増築若しくは改築又は用途の変更をする場合においては、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（この項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、この項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築又は用途の変更後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 前項の規定は、前条第1項の規定に適合するに至った建築物又は建築物の部分については、適用しない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第3条 市長は、条例第3条第2項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告するものとする。

（特例許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

第4条 条例第3条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

(1) 増築、改築若しくは移転又は用途の変更が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築若しくは改築又は用途の変更後における条例別表右欄に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際における当該部分の床面積の合計を超えないこと。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

【告示日：平成20年1月1日】

(飯田市手数料条例の一部改正)

2 飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

8 飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可	1件	180,000円
---	----	----------

附 則（平成23年3月25日条例第9号）

この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく工業専用地区に係る特別用途地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

【告示日：平成24年1月13日】

附 則

この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく大規模集客施設制限地区に係る特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第9号）

この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく工業専用地区に係る特別用途地区に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日条例第17号）  
この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月28日規則第14号）  
この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	法別表第 2（か）項に掲げるもの
工業専用地区	法別表第 2（わ）項第 2 号から第 8 号までに掲げるもの（第 5 号にあっては、物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のものを除く。）